

共済契約者各位

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う特別取扱い（時限的措置）のご案内
（濃厚接触者としての休業も傷病給付金の支払対象とするもの）

開業医共済協同組合

理事長 谷田部 雄二（公印略）

〒380-0928 長野市若里1-5-26 長野県保険医会館内

TEL:026-217-6600 FAX:026-217-6627

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

この度、開業医共済協同組合では、2020年度第5回理事会（2021年7月11日）において、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、開業医共済休業保障制度による特別取扱い（時限的措置）を実施することを決定しましたので、お知らせいたします。

なお、本特別取扱いに係るお知らせは、今後は当組合ホームページ並びに各県共済代理店の機関紙・機関誌にて行います。

1. 対象者

開業医共済休業保障制度契約の被共済者さま

2. 特別取扱いの内容

（1）傷病給付金の特別取扱い

ア. 概要

対象者の被共済者が、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者として保健所から認定され、その保健所から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項」の規定により、健康観察の協力を求められ、その求めに応じて休業した場合に給付審査の対象とします。

ただし、以下の枠内に該当する場合は特別取扱いの対象外です。

- ・保健所の指示に基づかない被共済者の自主的な休業
- ・保健所から指示された健康観察期間の初日が新規契約の日から3ヶ月以内である休業

イ. 給付審査の条件

休業期間の証明書類として、保健所より発行された「健康観察期間案内（保健所の所定様式）」等が提出された場合に限り、特別取扱いを適用し、給付審査を行います。

なお、保健所で独自様式を用意していない場合は、各県の共済代理店にご相談ください。

「健康観察期間案内」とは
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項の規定により
当該感染症の感染の防止に必要な協力を求める際に保健所から発行される通知書類等を指します。

ウ. お支払いの対象期間

2022年1月31日まで

※保健所から指示された健康観察期間の初日が上記の対象期間内である休業が対象

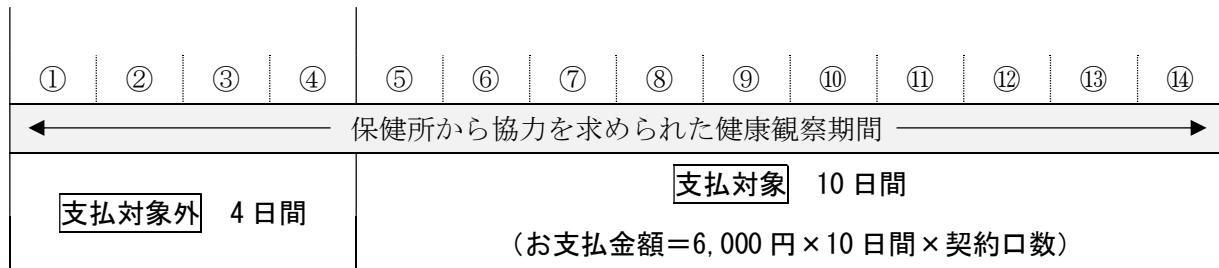
エ. お支払いの上限日数

最大 10 日分（免責 4 日間控除後）

※保健所から指示された健康観察期間に対してのみ、お支払いの対象とします。

※自宅療養に対する傷病給付金として扱いますので、5 日以上連続して休業した場合、休業 5 日目以降の期間に対して支払います。従って、最大 14 日間の健康観察に伴う連続した休業に対し、免責 4 日間を差し引いた 10 日間で上限日数となります。

（参考：保健所の健康観察の指示を受けた日より連続して 14 日間休業した場合のお支払い例）



※①、②、③等の表示は連続した休業日数を示します。

3. ご請求時のお取り扱い

本特別取扱いについて、ご不明の場合は、各県の共済代理店にお問い合わせ下さい。

なお、当組合のホームページは「開業医共済協同組合」で検索（<http://www.kaigyoiikumiai.or.jp/>）

4. お問い合わせ先（共済代理店）

【青森県】

青森県保険医協同組合（TEL：017-763-5820）

【新潟県】

新潟県保険医協同組合（TEL：025-245-6171）

【長野県】

長野県保険医協同組合（TEL：026-223-0345）

【岡山県】

岡山県保険医協同組合（TEL：086-274-9131）

【大分県】

大分県保険医協同組合（TEL：097-568-0047）

【福島県】

福島県保険医協同組合（TEL：024-531-3848）

【福井県】

福井県保険医協同組合（TEL：0776-29-2818）

【鳥取県】

鳥取県保険医協同組合（TEL：0859-24-3064）

【山口県】

山口県保険医協同組合（TEL：083-972-2250）